

# 社会福祉法人手をつなぐ 平成30年度 事業計画書

## 法人の基本理念と基本方針

### 1 基本理念

社会福祉法人手をつなぐは、利用者の希望と親の想いを大切にし、家族、地域、支援者が共に協力し、障害者が自立し、社会参加が可能となる共生社会を目指します。

### 2 基本方針

- (1) 一人ひとりの人権を尊重し、心身の健康な成長を支援します。
- (2) 自立と社会参加活動に努め、良質なサービスの提供を図ります。
- (3) 地域の中で地域福祉の推進と信頼される施設づくりに努めます。
- (4) 専門性の使命と役割を自覚し、研鑽に励み職員の資質向上に努めます。
- (5) 健全な法人運営に努め、財政基盤の安定と透明性を図ります。

## 平成30年度法人を取り巻く課題

### 1 社会福祉法人制度改革への適正な対応

「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組の実施」等制度改革に適切に対応していく必要がある。

### 2 経営基盤の安定化

障害者総合支援法の見直しを受けて、すべての事業所の経営分析を行い、戦略性の高い経営を推進する必要がある。特に「あすなろ園産直羽場店」事業所の就労継続支援A型事業において、10名での事業所経営規模に限界が来ている（福祉収入と就労支援収入を含めると赤字続きとなっている。）これまででは、法人全体の収入で補ってきていますが、上記法律の見直し（単価改正等）を踏まえて、法人全体での経営効率を考えた事業展開が必要である。

### 3 利用者の活動場所の整備（建物の改修工事）

現在「あすなろ園飯岡事業所」と「あすなろ園産直羽場店」の建物を岩手中央農業協同組合より借りて事業を行っていますが、建物が40年以上経っており、雨漏れや軒下の腐食等による改修工事が必要となってきています。又、あすなろ園産直羽場店においては、食堂からの雑排水が田んぼに引く水路にヘドロとして蓄積し、市民からクレームがきていることから、その対策と今後の整備計画を作成する必要がある。

### 4 地域ニーズに即したサービス提供と地域福祉の一層の推進

当法人も創立以来20年が経過し、当時の利用者の方も、50代、60代になって来ている。最高齢では、70歳代の方が当法人のあすなろ園を利用しながら、グループホームで生活をしておりますが、

高齢化に伴う支援内容が必要となっており、従来のサービスだけでは、ニーズに即した対応ができない状況であります。又、制度改革において「地域における公益的な取組の実施」に向けた、仮称：「地域福祉情報連絡会」を立ち上げ、地域のニーズの把握とそれと併せた公益事業の実施に向けた準備を進める必要がある。

## 平成30年度　社会福祉法人手をつなぐ事業計画の概要について

### 1 一人ひとりの人権を尊重し、心身の健康な成長を支援します。

#### (1) 権利擁護及び虐待防止への取り組み

障害者の社会参加が進むにつれ、障がい者本人による自己選択・自己決定が自立支援の一つとされる中で、権利侵害や広い意味での虐待が行われる場合も多くなってきた。

平成22年12月岩手県においては、「障害のある人もない人も共に生きる岩手県条例」が制定された。さらに国においては、平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の制定を受けて、当法人においてこれらの認識を深めるとともに、防止のための研修と仕組みづくりを進める。

また、障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に伴い、平成29年度全体施設職員研修会において、この法律の趣旨や「障がい者権利擁護」、「合理的配慮」等の概要について、全職員で認識を共有できたが、さらに平成30年度においては、知的・発達障害のある人がその人らしい暮らしを選択できるよう、重度障がいであっても本人の意志を確認し尊重するための「意思決定支援」についても、支援者の意識を高め、実践を深めていく。

### 2 自立と社会参加活動に努め、良質なサービス提供を図ります。

#### (1) 日中活動におけるサービスの見直し

##### ア あすなろ園の高齢化の利用者へのサービス内容の見直し

あすなろ園開設20年が経過し、作業能力や生産能力が落ちてきている利用者が10名程度いることから、生活能力維持や余暇活動を中心とした生き甲斐サービス(デイサービス的生活介護)の提供を行う。

イ 就労支援の仕事を通じて社会参加を進めると共に、日中活動における生活支援や行事により自立と社会参加を促進する。

#### (2) 苦情解決制度への取組

平成30年度も第三者委員に年2回相談日を決めて、あすなろ園、さわら園及び手をつなぐ安心生活支援センターに足を運んでもらい、事業所の状況の確認や利用者からの相談にのっていただく。職員の取組としては、利用者や保護者の「意見・要望」に考慮し、日常的な状況の把握と意見傾聴を意識した対応に努める。

#### (3) 第三者評価の導入

一定の基準以上のサービスの質を担保する考え方から、第三者からの評価を活用するなど、事故の

提供するサービスについての客観的認識に努め、その結果を踏まえて、接客的にサービスの質の向上が図れるよう体制づくりを進める。今年度は、現場職員において「第三者評価チーム」を結成し、導入に向けた勉強会を行う。

### 3 地域の中で地域福祉の推進と信頼される施設づくりに努めます。

#### ( 1 ) 地元地域の公益事業

社会福祉法人制度改革の中の「地域における公益的な取組の実施」に対応していく必要があることから、仮称：「地域福祉情報連絡会」を立ち上げ、地域のニーズの把握とそれと併せた公益事業の実施を進める。

#### ( 2 ) 全国規模の公益事業：全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会事務委託事業

ア 依頼先：全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会

イ 委託期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

ウ 事務内容： 文書の受発信、整理、保管に関する事項

会員名簿の作成及び会費の請求に関する事項

金銭の出納に関する事項

会議招集及び会議資料作成事務に関する事項

経理処理、その他庶務に関する事項

エ 委託料：事務手数料 年間10万円

### 4 専門性の使命と役割を自覚し、研鑽に励み職員の資質向上に努めます。

#### ( 1 ) 職員研修

平成25年4月に開設した障害福祉サービス事業所「さわら園」も6年目で定員一杯の利用者40名となる。さらに平成28年10月1日に開設した複合施設「手をつなぐ安心生活支援センター」の利用者を含めると約145名の利用者の就労と生活の支援をすることとなる。

また、職員においても、あすなろ園グループ37名、さわら園16名、手をつなぐ安心生活支援センター18名、合計71名となることから、中堅職員や管理職員研修の充実を図るとともに、障害者権利擁護に関する研修にも力を入れ、より質の高いサービスと専門的な支援ができるよう取り組む。

#### ( 2 ) 法人役員と施設役職員合同研修会

社会福祉法人という、公益性の高い組織であるということを自覚し、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上に努める。また、法人経営を意識しながら、相手の立場に立ち、やさしい心で利用者支援にあたれるよう、高い専門性と責任感が持てる職員を目指すべく、法人役員、評議員、施設役職員と合同で研修を行い、福祉の課題や今後の目指す方向性などを考える。

### 5 健全な法人運営に努め、財政基盤の安定と透明性を図ります。

#### ( 1 ) あすなろ園での実利率と定員枠の見直しによる経営の効率性の向上

あすなろ園への利用希望を受けて、これまで定員40名であったところ、平成27年度より定員4

7名と変更しニーズに対応してきておりますが、作業スペースの狭さや、生活支援場所（トイレ、更衣室等）の不便さにより、安定した利用者への支援の質を確保することが物理的に難しくなってきました。平成29年度の利用契約者が45名から43名となり、平均1日利用者数も41.5名で止まりつつあることから、その定員枠を40名に戻し、生活支援等の建物空間環境を整え、利用者の安定につなげる。\*平成30年5月より変更

#### （2）あすなろ園産直羽場店事業所の経営の安定化

就労継続支援A型事業を定員10名で単独事業所として進めてきましたが、就労移行支援事業を手をつなぐ安心生活支援センターに移行したこともあり、福祉事業としても収支逆転してきた。法人全体収支においても、平成29年度マイナス800万円、平成30年度収支マイナス600万円程となり、単年度での黒字が難しくなってきたことから、抜本的な事業の見直しが必要となる。

ア あすなろ園産直羽場店事業所で多機能で高い工賃を目指す就労継続支援B型事業（定員10名）を開設する。\*平成30年10月1日指定予定（6人利用増）

イ あすなろ園、あすなろ園飯岡事業所、あすなろ園産直羽場店への全体の利用枠を増やし、（全体枠定員85名から90名とする。）これからの希望する利用者への多様な就労支援含めて、日中活動の場を確保する。

#### （3）手をつなぐ安心生活支援センター新規事業の運営の安定化

平成28年10月1日に開設したグループホーム「あざみ」の稼働率が75%と悪かった事や、短期入所事業の開始が1年半遅れたことから、事前に職員を採用していたこともあり、収入無しの支出だけの事業となった。何とか、短期入所事業が平成30年3月より実施が可能となったが、夜勤勤務の職員体制が全部揃わず約40%の稼働となる。これを70%の体制までに持っていく。

ア 定員6名のグループホームの稼働率を1年かけて上げる。5%アップする。

イ 定員2名の短期入所の稼働率を1年かけて上げる。30%アップする。

#### （4）福祉・介護職員待遇改善加算のさらなる充実

これまで加算については、からまでの五段階の中の（給付費×5.0%）を申請しておりましたが、要件を整備して（給与規程の昇給基準に経験年数による昇格を入れる。）加算（給付費×6.9%）定期昇給による財政の不足を補う。

### 平成30年度 社会福祉法人手をつなぐ事業計画の詳細について

#### 1 各障害福祉サービス事業所の状況及び計画

##### （1）あすなろ園本場

「あすなろ園」は20年目を迎え、就労支援においては充実してきたが、一方利用者の年齢層も当初に比べて高くなり、作業能力の衰えと併せて生活の支援度合が増してきていることから、作業をがんばる班と生活支援に重点を置いた生活班のプログラムを整え、平成31年度のサービス体系の見直しに備える。また、定員45名に対する整備や建物の広さや機能が限界であることから、生活支援

の質が保ちにくくなっている。従って定員枠の見直しを進め、適正の規模での運営を目指す。

#### ( 2 ) あすなろ園飯岡事業所

「あすなろ園飯岡事業所」は開設 13 年目を迎え、菓子製造・販売においては、一定の顧客確保とブランド化を図ることができたが、店舗販売においては、地域やお客のニーズに合わせた仕事作りに取組み、生産性を求める菓子製造や受託作業に取り組む就労継続支援 B 型と直接支援を必要とする生活介護が取り組む店舗・販売作業との連携・融合により全体の作業能力や生活力を高める。

#### ( 3 ) あすなろ園産直羽場店

「あすなろ園産直羽場店」は開設 11 年目を迎え、これまで就労移行支援事業との多機能事業の中で、利用者の働く力を高める環境を整えてきたが、就労継続支援 A 型（雇用型）においては、働く力が一定以上に備わってきたことから、今後は、仕事量含めて生産活動の質や内容、並びに働く環境等を見直し、就労支援事業収益の確保ができる環境を作る。

また、平成 28 年 9 月まで多機能型事業により全体で 18 名の利用者支援を進めておりましたが、現在は単独で 9 名の利用者だけの支援となっていることから、職員一人当たりの利用者支援効率が悪くなっている。今後法人全体で利用者の受け入れ枠を増やすことが求められるとすれば、羽場店事業所の拠点としての設備を進める必要がある。

#### ( 4 ) さわら園

「さわら園」は開設 6 年目を迎え、事業所現員が 40 名に達し、経営的にも安定することから、生活介護事業の更なる充実と職員の更なる支援スキルの向上に努める。また、生産活動においては、自主製品の売上等がばらつかず、生活介護事業の利用者が行える受託作業の充実を図ると共に、喫茶・菓子製造の収支を考えた原価の見直しを図る。

#### ( 5 ) 手をつなぐ安心生活支援センター

「手をつなぐ安心生活支援センター」が、平成 28 年 10 月 1 日に開設し、単独事業所としての組織の整備や職員の体制作りを進めながら、新規事業の共同生活援助事業所「あざみ」の安定と稼働率アップに努力する。また、複合施設として利用者・保護者が安心して利用・相談できるようにさらに努力する。又、短期入所事業が平成 30 年 3 月 1 日に開設し、法人内で希望する利用者 53 名の宿泊訓練を実施したが、今後困りごとに応じた居宅支援としての短期入所事業の内容の充実に努める。

## 2 各事業所のサービス事業内容内訳（平成 31 年 4 月 1 日現在予定）

#### ( 1 ) 障害福祉サービス事業所 あすなろ園グループ

ア 障害福祉サービス事業所 あすなろ園（多機能型） 定員 45 名

・障害福祉サービス事業 就労継続支援 B 型 定員 45 名

平成 30 年 5 月に定員を 40 名へ変更予定

イ 障害福祉サービス事業所 あすなろ園飯岡事業所（多機能型） 定員 30 名

・障害福祉サービス事業 就労継続支援 B 型 定員 22 名

- ・障害福祉サービス事業 生活介護 定員 8名
  - ウ 障害福祉サービス事業所 あすなろ園産直羽場店 定員 10名
  - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援 A型 定員 10名
  - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援 B型 定員 10名 平成30年10月開設予定
- (2) 障害福祉サービス事業所 さわら園(多機能型)
- ・障害福祉サービス事業 就労継続支援 B型 定員 20名
  - ・障害福祉サービス事業 生活介護 定員 20名
- (3) 地域生活支援拠点施設(複合施設) 手をつなぐ安心生活支援センター
- ア 相談支援事業所 手をつなぐ相談支援センター「スキップ」 契約規模 150名
  - ・特定相談支援事業
  - ・障害児相談支援事業
- イ 障害福祉サービス事業所 手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」 定員 30名
  - ・障害福祉サービス事業 自立訓練 定員 6名
  - ・障害福祉サービス事業 就労移行支援 定員 14名
- ウ 障害福祉サービス事業所 手をつなぐ生活ホーム「あざみ」 定員 9名
  - ・障害福祉サービス事業 共同生活援助 定員 6名
  - ・障害福祉サービス事業 短期入所 定員 2名 平成30年3月開設済
- (4) 市町村地域生活支援事業： 日中一時支援事業 移動支援事業
- 地域活動の支援が必要な方への居宅支援として、一時預かり、余暇活動、社会活動への付添支援等を行う。
- ア あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」 平成19年4月1日指定
  - イ さわら園地域活動支援センター「スキップ」 平成25年4月1日指定
- (5) グループホーム事業(共同生活援助事業)
- ア ひのき館 共同生活援助 定員 4名
  - イ なでしこ 共同生活援助 定員 5名
- 特定入居利用者 4名、体験利用 1名
- ### 3 新規事業の展開
- (1) あすなろ園の事業規模やサービス体系の見直し
- ア 定員枠の見直し
    - ・平成26年度 全体定員：40、B型：41、自立：6、 契約者：47、実績人数：44.1
    - ・平成27年度 全体定員：47、B型：41、自立：6、 契約者：47、実績人数：43.5
    - ・平成28年度 全体定員：45、B型：45、自立：廃止、契約者：45、実績人数：41.5
    - ・平成29年度 全体定員：45、B型：45、 契約者：43、実績人数：41.5
    - ・平成30年度 全体定員：40、B型：40、

#### イ サービス体系の見直し

平成29年度は、就労継続支援B型の中で、「作業がんばる班」と「生活班」と支援内容の大枠を分け、個別支援に対応してきた。平成30年度においては、看護職員を配置し、生活支援における健康支援、食事支援等並びに生き甲斐余暇支援を充実させ、平成31年度に向けたサービス体系の変更（生活介護事業 デイサービス型）や設備・活動スペース等確保するのに備える。

#### （2）あすなろ園産直羽場店事業所の経営の安定化

就労継続支援A型事業を定員10名（現員9名）で単独事業所として進めてきましたが、平成30年度10月より、2万の工賃を目指す就労継続支援B型事業（ステップアップ型）（定員10名）を開設し、職員配置にあたる効率性を高め、事業所の安定経営につなげる。

併せて、あすなろ園グループの利用者において、より高い工賃を求める方には3名程度の枠組みの中で、多様なサービスの選択肢として検討頂き、より就労支援を充実させたい。

### 4 理事会（開催予定）

- 第1回理事会 5月29日（火）
- 第2回理事会 12月15日（土）
- 第3回理事会 3月20日（水）

その他重要案件があればその都度開催。

### 5 評議員会（開催予定）

- 定時評議員会 6月14日（木）
- 第2回評議員会 3月29日（金）

その他重要案件があればその都度開催。

### 6 役員研修

#### （1）理事・監事、評議員共通研修（施設役職員含め実施）

- 12月15日（土） 理事・監事、評議員並びに施設役職員研修（法人内部主催）
- 4月下旬 盛岡市社会福祉法人全体指導会（盛岡市主催）

#### （2）監事・法人事務局研修

- 7月下旬 監事研修（岩手県社会福祉協議会主催）
- 3月中旬 決算セミナー（大沢会計主催）

### 7 監事による監事監査並びに出納調査

- 4月中旬 平成29年度第4四半期出納踏査
- 5月18日（金） 平成29年度決算・業務監査
- 7月中旬 平成30年度第1四半期出納調査
- 10月中旬 平成30年度第2四半期出納調査
- 1月中旬 平成30年度第3四半期出納調査

## 8 会計顧問(税理士)指導・会計チェック

- 4月中旬 平成29年度第4四半期会計指導
- 5月23日(水) 平成29年度決算会計指導
- 7月中旬 平成30年度第1四半期会計指導
- 10月中旬 平成30年度第2四半期会計指導
- 1月中旬 平成30年度第3四半期出納調査